# 国分寺市

# 行政デジタル化

## 推進方針

令和3年12月



● 国分寺市

### 目次

1	策定0	D背景 ····································	1
	1 – 1	社会環境の変化と方針策定の目的	1
	1 – 2	国の動向2	2
	1 – 3	東京都の動向	5
	1 – 4	本市の取組	7
	1 – 5	留意すべき事項	8
2	基本的	り事項	1
	2 – 1	推進方針の位置付け1	1
	2 – 2	適用期間1 2	2
	2 – 3	目指す姿13	3
	2 – 4	推進方針(基本的な考え方と取組の方向性)13	3
	2 – 5	計画的な取組19	9
3	行政の	Dデジタル化の先を見据えて	O
用	語集(数	数・英・五十音順) ······ 2 2	2

#### 1 策定の背景

#### 1-1 社会環境の変化と方針策定の目的

近年、スマートフォンの普及、IoT\*の発達やネットワークの高速化・大容量化、AI\*等のデジタル技術の進展により、画像・映像データ、位置情報、センサー情報といった大量のデータがリアルタイムで蓄積・解析・流通しており、インターネットを通じてこれらを利用することが可能となりました。このデジタル技術の進展は、市民の新たなライフスタイルを可能とし、まちづくりや自治体の在り方に大きな影響を与えるまでになっています。

今後,少子高齢化と人口減少が一層進み,公共サービス分野においても人材不足の深刻化が予想される中で,自治体には,限りある経営資源を有効に活用して市民の利便性向上と行政の効率化・高度化を図るとともに,新型コロナウイルス感染症がもたらした社会環境の変化にも柔軟に対応していくことが求められています。

様々な社会環境の変化を踏まえ、「デジタル技術やデータを最大限に活用して業務改革(BPR\*)を推し進める視点」と「新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした国による自治体デジタル化の加速に対応する視点」を備えるとともに、2040年問題\*を見据えた持続可能な行政運営につなげる本市のデジタル化推進に関する基本的な考え方と取組の方向性を示すため、新たに「国分寺市行政デジタル化推進方針」を策定します。

#### 1-2 国の動向

(1) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(デジタル行政推進法) 令和元(2019)年12月

ICT\*を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を 図るため、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律を改正 し、「デジタル技術を活用した行政の推進の基本原則」及び「行政手続の原 則オンライン化のために必要な事項」を定めたデジタル行政推進法を施行

#### 【デジタル技術を活用した行政の推進の基本原則】

デジタル ファースト 個々の手続・サービスが一貫してデ ジタルで完結する。

ワンスオンリー

一度提出した情報は,再度の提出を 不要とする。

コネクテッド・ ワンストップ 民間サービスを含め,複数の手続・ サービスをワンストップで実現する。

### (2) デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針 令和2(2020) 年 12月

デジタル社会の目指すビジョンとデジタル社会を形成するための基本原則 を示したデジタル改革に関する基本方針を策定

#### 【ビジョン】

デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ~誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化~

## (3) デジタル・ガバメント実行計画,自治体デジタル・トランスフォーメーション\*(DX) 推進計画 令和2(2020) 年 12 月

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」のビジョンや「官民データ活用推進基本計画」の考え方の下、行政デジタル化の取組を加速するとともに計画的かつ実効的に進めていくため「デジタル・ガバメント実行計画」を改定。このうち、自治体が重点的に取り組むべき事項を具体化するとともに、国の支援策等を取りまとめ、「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」(以下「自治体DX推進計画」という。)を策定

#### ア 自治体に求められていること

- ① 行政サービスにデジタル技術やデータを活用し、住民の利便性を向上
- ② デジタル技術やAI等を活用して業務効率化を図り、行政サービスの 更なる向上に人的資源を投入

#### イ 自治体におけるDX推進体制の構築

- ① 組織体制の整備
- ② デジタル人材の確保・育成
- ③ 計画的な取組
- ④ 都道府県による市区町村支援

#### ウ対象期間

令和3(2021)年1月から令和8(2026)年3月まで

(4) 地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の作業方針の 見直し 令和3(2021)年1月

デジタル行政推進法に基づくデジタル技術を活用した行政の推進の基本原則を実現する観点から、データ要件と連携要件の詳細化、新しい機能の追加(マイナポータル\*ぴったりサービス\*と業務システムの接続),基幹業務(住民基本台帳・税務等)に附属又は密接に連携する業務等についても、業務要件、業務フロー等を見直すことを作業方針に追加

(5) デジタル改革関連法等の公布 令和3(2021)年5月

#### ア デジタル社会形成基本法

デジタル社会の形成に関して,基本理念及び施策の策定に係る基本方針,国,自治体及び事業者の責務,デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定

#### イ デジタル庁設置法

デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため,内閣総理大臣を長とし強力な総合調整機能を有するデジタル庁を令和3(2021) 年9月1日に設置

#### ウ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

個人情報保護制度の見直し、マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化、押印・書面の交付等を求める手続の見直し等に関する改正

### 工 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に 関する法律

希望者が預貯金口座の情報をマイナポータルにあらかじめ登録し,緊急時の給付金や児童手当などの公金給付に登録した口座の利用を可能とする制度 を創設

## オ 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

預貯金者の意思に基づくマイナンバーによる預貯金口座の管理に関する制度, 災害時又は相続時に預貯金口座に関する情報を提供する制度を創設

#### カ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

自治体の基幹系情報システムについて,国が業務と仕様を標準化する基準 を策定し,当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築

#### (6) 自治体 DX 推進手順書 令和 3 (2021) 年 7 月

自治体が着実に DX に取り組めるよう, 「自治体 DX 全体手順書」, 「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」, 「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」, 「参考事例集」から成る「自治体 DX 推進手順書」を作成

#### 1-3 東京都の動向

#### (1) スマート東京実施戦略 令和2(2020)年2月

都民のQOL\*の向上により、誰もが快適な生活を送ることができる活力に満ちた「東京版Society5.0」の実現に向けた戦略を策定。これに先立ち、令和元(2019)年9月に担当副知事を外部人材から選任

(2) シン・トセイ 都政の構造改革 QOS\*アップグレード戦略 令和3 (2021) 年3月

コロナ禍で浮き彫りとなった課題を克服し東京をサステナブル\*な都市へと進化させるため、DXの推進を梃子として「都政の構造改革」を強力に推進し、都政のQOSを向上させることで、都民のQOLを高め、誰もが安全・安心で幸せを享受できる社会を実現させる戦略を策定

#### (3) 東京デジタルファースト条例 令和3(2021)年4月

行政運営の簡素化及び効率化をより一層推進するとともに,都民の行政手続等の更なる利便性向上に資するため,東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を改正し,デジタルファーストを旨とした行政の推進に対する都の基本的な考え方を定めた東京デジタルファースト条例を施行。また,デジタルの力を活用した行政を総合的に推進するため,新たにデジタルサービス局を設置

#### (4) 東京デジタルファースト推進計画 令和3(2021)年7月

直ちにデジタル化が困難な手続についても着実かつ計画的にデジタル化を 進めていくとともに、行政サービスの更なるQOS向上のため、東京デジタル ファースト条例の規定に基づく「情報通信技術を活用した行政の推進に関す る計画」として「東京デジタルファースト推進計画」を策定

#### 1-4 本市の取組

本市は、これまで「国分寺市情報システム最適化計画」(平成31(2019) 年1月から令和6(2024)年度まで。以下「最適化計画」という。)に基づき、「本市の公共経営を支え、更なるICTの最適化を実現する」ことを目的として、「情報システムの品質向上・コストの最適化」、「情報システムの信頼性・安全性向上」、「業務の効率化・高度化」、「市民の利便性向上」に取り組んできました。しかしながら、急激な社会環境の変化やコロナ禍で浮き彫り になった課題に柔軟に対応するため、デジタル技術やデータを最大限に活用した業務改革(BPR)による自治体のデジタル化をより一層加速していかなければなりません。

#### 1-5 留意すべき事項

#### (1) 地方自治体の業務プロセス・情報システムの統一・標準化の範囲

「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の作業方針の見直しについて」(令和3(2021)年1月)において,国は標準化範囲の拡大を示しましたが,全業務の標準仕様書が提示される時期は令和4(2022)年8月となる見通しです。

#### (2) 自治体の行政手続のオンライン化

#### 【複数のオンラインシステムの存在】

現在,「東京電子自治体共同運営サービス\*」を利用し一部手続のオンライン化を実施していますが、国は「マイナポータル」による行政手続のオンライン化の検討を求めています。また、スマートフォン利用者の拡大に伴い、一部の自治体ではSNS\*を活用したオンライン手続サービスを実施していますが、本市では未対応となっています。

#### 【利用者の利便性】

「自治体DX推進計画」において、国は「デジタル化による利便性の向上を 国民が早期に享受できるよう、令和4(2022)年度末を目指して、原則、 全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカード\*を用いてオンライン手続を可能にする。」と示しています。しかし、当該手続の中にはサービス利用対象者へ市があらかじめ必要事項を記載した申請書を送付するサービス(通称プッシュ型サービス)を実施しているものもあり、利便性が向上するオンライン化はどのようなものか、対象手続ごとに費用対効果も含めて検討しながら進める必要があります。

#### 【基幹系情報システムの標準化との関連】

また,「自治体DX推進計画」において,国は,令和7年度末を目指して, オンライン手続と連携させる必要がある基幹系情報システムの標準化を求め ています。デジタル化の効果を最大限発揮するためには,申請受付から業務 システムまでを一気通貫で処理できるシステム構築が必要ですが,手続のデ ジタル化と基幹系情報システムの標準化の時期が異なることから,費用対効 果を含め総合的な視点で取り組んでいく必要があります。

#### (3) 新庁舎におけるデジタル技術の活用

「最適化計画」策定時は新庁舎の建設スケジュールが確定しておらず,施 策の内容等は想定を基に作成していましたが,現在は「国分寺市新庁舎建設 基本計画」を策定し,既に設計に着手していることから,新庁舎におけるデ ジタル技術の活用について,具体的な施策とスケジュールの見直しが必要で す。

#### (4) 「最適化計画」に含まれていない新たな取組

#### 【オープンデータ\*の推進】

官民データ活用推進基本法では、自治体は国と同様に、保有するデータを 国民が容易に利用できるよう必要な措置を講ずるものとされ、同法の趣旨、 国の示すオープンデータ基本指針を踏まえ、行政保有データを原則オープン 化し、オープンデータを活用した地域の課題の解決等を図ることが求められ ています。

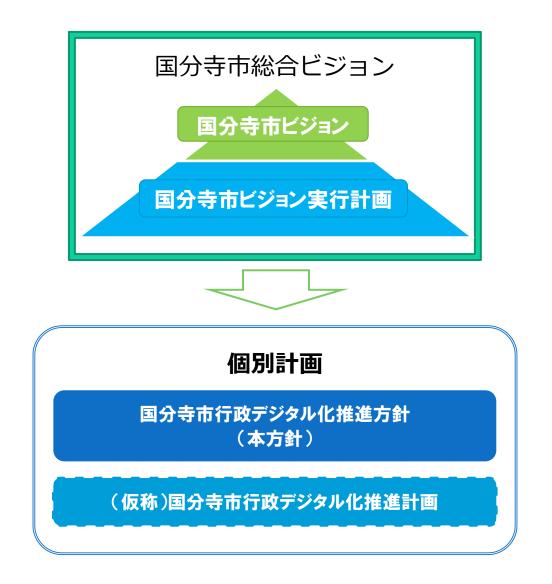
#### 【地域社会のデジタル化】

光ファイバーの全国的な展開や5G\*サービスの開始,ローカル5Gの導入など情報通信基盤の整備の進展を踏まえ,今後これらの基盤を有効に活用し,全ての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進することも求められています。

#### 2 基本的事項

#### 2-1 推進方針の位置付け

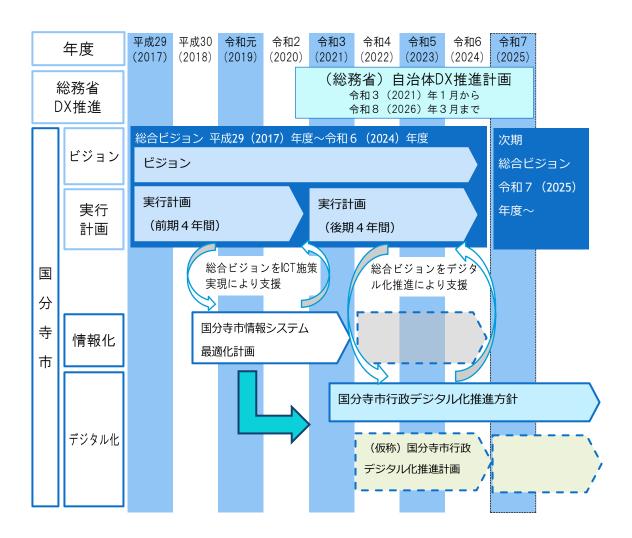
本方針は、国分寺市ビジョンの実現に向けて、本市のデジタル化推進に関する基本的な考え方と取組の方向性を示すものです。本方針に基づく具体的な取組は、デジタル技術の進展や社会環境の変化に柔軟に対応していくため、(仮称)国分寺市行政デジタル化推進計画において定めていくこととします。



#### 2-2 適用期間

本方針は,本市のデジタル化推進に関する基本的な考え方と取組の方向性を 示すものであることから,適用期間は定めません。

ただし,本方針が示す基本的な考え方と取組の方向性に影響を及ぼす大きな 社会環境の変化があったときは,必要に応じて見直し行うものとします。



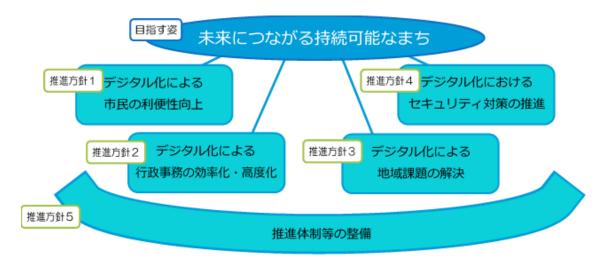
#### 2-3 目指す姿

本方針が目指す姿を,国分寺市ビジョンの分野別都市像の一つである「未来につながる持続可能なまち」と定めます。デジタル化の推進によって限りある経営資源を有効に活用し、市民の利便性向上と行政の効率化・高度化を図りながら、2040年問題を見据えた持続可能な行政運営を行うスマート自治体\*への転換を実現するとともに、新型コロナウイルス感染症がもたらした社会環境の変化にも柔軟に対応していきます。

ま来につながる持続可能なまち

#### 2-4 推進方針(基本的な考え方と取組の方向性)

目指す姿の実現に向けたデジタル化の推進方針(基本的な考え方)として、「1 デジタル化による市民の利便性向上」、「2 デジタル化による行政事務の効率化・高度化」、「3 デジタル化による地域課題の解決」、「4 デジタル化におけるセキュリティ対策の推進」、「5 推進体制等の整備」の五つの方針を定めます。



#### 推進方針1 デジタル化による市民の利便性向上



各種手続をはじめとする行政サービスを,誰もが時間や場所を選ばず利用できるようになるなど,デジタル化による市民の利便性向上を目指します。

【取組の方向性】

#### ア 行政手続のオンライン化

行政手続におけるオンライン化と業務改革(BPR)を推進することで、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な利用者中心の行政サービスを実現します。

#### イ マイナンバーカードの普及促進

オンラインで各種手続を行うに当たり、本人確認の公的なツールとして マイナンバーカードの普及が社会全体のデジタル化の鍵を握っていると言 われています。

マイナンバーカードの普及を促進することで、手続のオンライン化による効果を高め、市民の利便性を向上させます。

#### ウ 新庁舎における利便性の高い行政サービスの提供

新庁舎での業務開始時点を見据え,デジタル技術を活用して市民が行う 手続を簡略化・効率化し,利便性が高い行政サービスの提供を実現しま す。

#### エ デジタルデバイド\*対策

デジタル化を推進するに当たり、年齢、身体的な条件、経済的な理由等にかかわらず、誰一人取り残さない形で、全ての市民にデジタル化の恩恵を広く行き渡らせ、利用者に優しい行政サービスの実現を目指します。

#### 推進方針2 デジタル化による行政事務の効率化・高度化



情報システムの標準化・共通化, AI・RPA\*の活用, デジタル・ワークスタイルの推進等による行政事務の効率化・高度化により, 捻出された時間・人材・財源を市民に寄り添う良質な行政サービスの提供につなげていきます。

#### 【取組の方向性】

#### ア 情報システムの標準化・共通化

行政事務の効率化・高度化を図るため、業務改革(BPR)とともに情報 システムや保有データの標準化を推進し、情報システムの運用経費削減と セキュリティの向上を図ります。

#### イ AI・RPA等の活用

行政事務の効率化のため、AI、RPA等を活用して業務改革(BPR)を推進します。デジタル技術は日進月歩で進化しているため、最新の動向を注視しつつ、業務改革(BPR)に合わせてコストとシステムの最適化を図ります。

#### ウ デジタル・ワークスタイルの推進

無線LANを設置してペーパーレス化やオンライン会議を効率的・機能的に行うとともに、テレワーク\*を推進し、行政事務の効率化・高度化を図ります。

#### 推進方針3 デジタル化による地域課題の解決



誰もが手軽に、安心して市政に参加できる環境を整え、幅広い世代の声を 市政に取り入れていきます。また、オープンデータを推進し、データが多様 な主体間で横断的に活用され、行政だけでなく、地域の様々な課題の解決に 利用されるよう取り組みます。

#### 【取組の方向性】

#### ア デジタル技術を活用した市民参加の促進

デジタル技術を活用した市民参加の仕組みを構築し,市政参加の選択肢 を増やすことにより,幅広い世代の声を市政に取り入れていきます。

#### イ オープンデータ化

官民データ活用推進基本法の趣旨を踏まえ,個人情報保護を徹底しながら,正確で,即時性があり,機械判読性の高い構造で本市が保有するデータを公開し,更なる行政の透明性・信頼性の向上を図るとともに,便利で利用しやすいオープンデータ化に取り組みます。

#### ウ 新たな価値の創出

オープンデータの活用を促進し,市民,事業者等と広く連携・協働する ことで,新たな価値の創出を目指します。

#### 推進方針4 デジタル化におけるセキュリティ対策の推進



市民の個人情報等の情報資産を守るため、高度化・巧妙化する外部からの 脅威に耐え得る情報セキュリティの確保に努めるとともに、職員に対する教 育及び啓発による人的セキュリティの向上に取り組みます。

#### 【取組の方向性】

#### ア セキュリティ対策の推進

行政事務の多くが情報システムやネットワークに依存しており、個人情報をはじめとする市が保有する情報資産を守るため、市の例規及び「情報システムセキュリティ対策基準」並びに国が定める「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、セキュリティ対策を実施しています。引き続き、これまで積み重ねてきたセキュリティに関する取組を基本に、デジタル技術の進展や個人情報保護制度の見直し等を注視しながら、より一層強固なセキュリティ対策を講じていきます。

#### イ 職員の意識醸成

情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順についての理解をした上で業務を遂行するよう、職員の意識醸成に取り組みます。

#### 推進方針5 推進体制等の整備



推進方針1~4の実現に向けて、組織の壁を越えて全体最適化の見地から 行政のデジタル化を強力かつ効果的に推進するために、全庁的・横断的な組 織体制を整備します。

あわせて、行政のデジタル化の推進に当たっては、CIO\*のマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官等の役割が鍵となることから、ICTの知見を持ち、自治体現場の実務に即して技術の導入の判断や助言を行うことができるデジタル人材の確保と担当職員の育成を行います。

また,行政のデジタル化を推進するに当たり,必要となる条例,規則等の 整備も併せて進めていきます。

#### 2-5 計画的な取組

本方針が示す取組を一定期間で完了させるとともに、市民の利便性向上や 行政事務の効率化・高度化を目指し、標準化・共通化システムによるオンラ イン手続を前提とした業務改革(BPR)と関連業務を含めたシステム最適化 に計画的に取り組んでいきます。

#### 3 行政のデジタル化の先を見据えて

#### (1) Society 5.0\*で実現する社会

国は、IoTで全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、様々な課題を克服し、さらに、AI等のデジタル技術を活用することによる社会変革を通じて、一人ひとりが快適で活躍できる社会を実現するとしています。

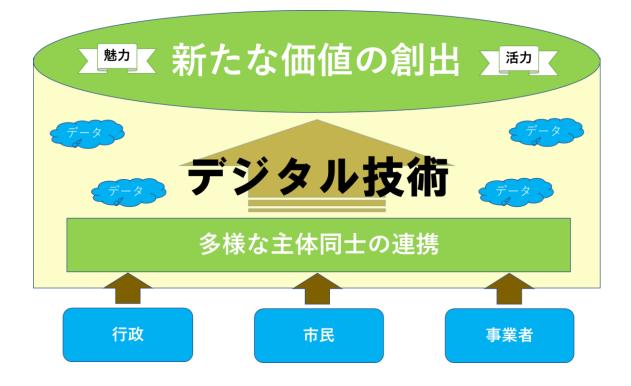
#### Society 5.0で実現する社会 これまでの社会 これまでの社会 必要な知識や情報が共有されず、新た 少子高齢化や地方の過疎化などの課 な価値の創出が困難 題に十分に対応することが困難 IoTで全ての人とモノがつなが 少子高齢化、地方の過疎化など り、様々な知識や情報が共有され、新たな価値がうまれる社会 の課題をイノベーションにより 克服する社会 Society 5.0 ロボットや自動運転車などの支 援により、人の可能性がひろが る社会 AIにより、多くの情報を分析 するなどの面倒な作業から解 放される社会 これまでの社会 これまでの社会 人が行う作業が多く、その能力に限界があ り、高齢者や障害者には行動に制約がある 情報があふれ、必要な情報を見つけ、分析 する作業に困難や負担が生じる

出典:内閣府ホームページSociety5.0「科学技術イノベーションが拓く新たな社会」資料

#### (2) 行政のデジタル化の先の国分寺市

市民,事業者,行政といった様々な主体が連携しながら,Society5.0を実現した本市は,データが新たな価値を創出する資源となり,多くのデータが統一された様式で遅滞なく流通しており,それらのデータは信頼性の高いセキュリティシステムに守られ,安心して利活用できる環境が整っています。

また,流通しているデータは, AI等のデジタル技術や多様な主体同士の連携によって広く活用され, 多くの新たな価値等が創出されることで, 国分寺市の様々な魅力を高め, 活力を生み出しています。



### 用語集(数·英·五十音順)

#### 2040 年問題

少子化による急速な人口減少と団塊ジュニア世代が 65 歳以上になることで 高齢者人口が最大となる 2040 年頃に,日本社会が直面すると予測されてい る,「生産年齢人口の減少が加速」,「介護人材の需供ギャップ」,「老朽化 したインフラ・公共施設の増加」等の内政上の危機のこと。

5G

第5世代移動通信システムのこと、GはGenerationの頭文字。「超高速・大容量」、「超低遅延」、「多数同時接続」といった特長を持つ次世代の移動通信システム

Αl

Artificial Intelligenceの略。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム全般。あるいは、人間が知的と感じる情報処理・技術全般

#### BPR

Business Process Re-engineeringの略。業務のプロセス全体について,詳細に分析・評価・改善を行うことを通じて,抜本的な業務効率化と利便性向上の双方を実現すること。

CIO

Chief Information Officerの略。最高情報統括責任者としてITに関する専門的な知見に基づき、業務の革新、情報技術の活用を推進する役職

**ICT** 

Information and Communication Technologyの略。情報処理及び情報通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称

IoT

Internet of Thingsの略。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

QOL

Quality of Lifeの略。「生命の質」, 「生活の質」などと訳され, 「よりよく生きる」, 「その人らしく充実した生活を送る」という意味で用いられる。

QOS

Quality of Serviceの略。ここでは「サービスの質」のことで,他に通信の質を確保する仕組みを指す場合もある。

#### **RPA**

Robotic Process Automationの略。人間がコンピュータ操作にて行う作業を、ソフトウェアによる自動的操作により代替するもの。

#### SNS

Social Networking Serviceの略。ウェブ上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。

#### Society5.0

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定)において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

#### オープンデータ

機械判読に適したデータ形式で,二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータのこと。

#### サステナブル

「Sustain (持続する, 耐える)」と「able (~できる)」を掛け合わせた 造語で,「持続可能な」という意味。一般的に,自然環境などを維持できると いった意味で使用される。

#### スマート自治体

AIなどを活用し、事務処理を自動化したり業務を標準化したりして、行政サービスなどを効率的に提供する自治体のこと。

#### デジタルデバイド

パソコン, インターネットなどの情報通信技術の利用の機会又は活用のため の能力における格差

#### デジタル・トランスフォーメーション

ICTの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。この変化は次のような段階を経て社会に浸透し、大きな影響を及ぼすこととなる。まず、インフラ、制度、組織、生産方法など従来の社会・経済システムに、AI、IoTなどのICTが導入される。次に、社会・経済システムはそれらICTを活用できるように変革される。さらに、ICTの能力を最大限に引き出すことのできる新たな社会・経済システムが誕生する。

#### テレワーク

ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。自宅や別のオフィスを利用するなど、様々な形がある。

#### 東京電子自治体共同運営サービス

東京都内の自治体がシステムを共同で利用できるサービス。住民の自治体への申請や,企業などの自治体への入札を電子で行える。

#### ぴったりサービス

マイナポータルで利用できるサービス。自治体が提供している行政サービス について, オンラインで手続の検索や書類作成, 電子申請ができる。

#### マイナポータル

政府が運営するオンラインサービス。子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりする自分専用のサイト

#### マイナンバーカード

顔写真,氏名,生年月日,性別,マイナンバーが記載されており,本人確認 書類として利用できるほか,税・社会保障・災害対策の法令で定められた手続 を行う際の番号確認に利用できるカード

#### 国分寺市行政デジタル化推進方針

令和3(2021)年12月

発行 国分寺市

〒185-8501 国分寺市戸倉一丁目6番地1

電話 042-325-0111(代表)

編集 国分寺市政策部情報管理課·政策経営課